

第44回 池尻家「御用留」(天明2年) — 『史料編7近世3』より—

平成27年3月に『松江市史史料編7近世3』が刊行になりました。近世史料編の3冊目として、藩主書状等、藩政に関わる史料、城下の町方の御用日記、郡村関係の御用留、そして、藩主使用の印譜、藩主家系譜を掲載しています。

今回は掲載の史料の中から池尻家「御用留」(天明2年)について、ご紹介します。

郡村に残る御用留は、藩から役人を通して伝えられた触や通達、また村からの訴状・願書の控え等を庄屋等が書き写し、多くは一年分を綴じて冊子にして残したものです。

御用留には藩から達せられた文書が、郡奉行等へ、そして村役人、庄屋等へ・・・と伝えられる順に本文と奥書といわれる「右の通り、・・・・仰せ出される」の文面で記載されており、日付を追って、伝えられた部署や順序が分かります。

『近世3』では、それぞれ宍道湖の北側・南側に位置し、ある程度通年で見ることができる池尻家文書と木幡家文書の御用留を選んでいますが、しかし、全体では膨大な量に上るため、年間を通しては池尻家の天明2年(1782)分、他の年は内容的に重要と思われる項目を選んで掲載しています。

池尻家は、伊野村(現在出雲市美野町)で代々秋鹿郡の郡(こおり)役人や与頭(くみがしら)を勤めた家です。松江藩の御用宿であり、宍道湖北側に位置する本陣として、代々藩主等が出雲大社、日御崎神社等の参拝や、鷹狩等の宿として利用し、また、巡見使等の宿や休憩所にも利用されました。代々の当主が書き記し、収集した文書群は現在、「池尻家文書」として島根県立図書館に所蔵されています。

また、「伊野郷土誌」(伊野公民館、1993年刊)は池尻家文書が数多く掲載されており、藩主の参拝、鷹狩に関する内容が豊富です。

この御用留が記された時期の幕府将軍は11代家治、松江藩主は7代治郷の頃で、天明2年は東北等、全国的な大飢饉であった天明3年の前年にあたります。松江藩では6月に出雲地方が洪水に見舞われたり、天候不順で田畑不作であったりした年ですが、概ね「平常年」で御用留によく見られる、年貢関係、法令伝達、宗門改、治安維持等、村の生活に関わる内容が収録されており、一年を通しての郡村政を見ることができます。

この年は200余りの項目が記されています。以下、正月から何編か拾ってみます。

・正月11日付

一、宗門改についてますます入念に行うこと。

一、耕作について、随分出精し上納滞りなく行うこと。

一、用水懸り、惣水貫、田畑困普請について高役夫郡中平均を以て申しつけるので油断なく行うこと。付、百姓服装分限相応にし、駕籠乗は禁止のこと。

・正月11日付

一、耕作は百姓家業なので荒起、こやし手入れなど手抜きなく行うこと。

一、早稲作増出精第一とし、御登米・御家中払米拵入念に遅滞なく、御法を守り納めること。

一、博奕・喧嘩・出入・訴訟等は諸法を守り、音信・贈答・婚礼等は儉約を守ること。居宅普請は丈夫で分相応にすること。

一、百姓のうち未納の年貢・借物、筋を立てること。

この文書は11日付で御用所から与頭・下郡へ出され、22日付で「右条々、村々にて写取り村中へ申し渡す事」として与頭・下郡から郡中の庄屋宛に出されています。

・2月9日付

寅年宗門改帳に付、郡中へ申し付け、帳面仕立てること。

・2月17日付

一、源五郎殿杵築・日御崎御代参に付、与頭が郡境まで出向案内すること。

一、人足、11人、郡継分馬一疋入用に付、先触れあれどもまた増入用あり、差し支えなく差し出すこと。

一、夜の出立に付、松明の手配を行うこと。

・2月付

一、他国より、鉄砲持参などの者あれば主進すること。

一、鉄砲隠し置き、売買の禁止。

・2月27日付

島根郡水浦にて溺死の同浦三郎次下男猶八の人相書。

・3月12日付

郷中窮民へ御救あるに付、郡に付170貫153文割府あり、村々極難者へ配分すること。

・3月12日付

当寅御既入用飼葉につき、村々割府。・3月23日付郷中に他国者入り込み徘徊、猥に薬売する者あり、その段往来者改へ申し渡し、村町の者共へも申し渡すこと。

・5月12日付

去る5日出水の損所を相認め差し出すこと。

・5月19日付

この度御小人御入用に付、郡々割府申しつける（秋鹿郡1人）。

・5月26日付

畑廬実成の分、村役人見積りして6月晦日までに帳面差し出すこと。

・7月13日付

秋鹿郡寅納、早米割府申しつける。

・7月18日付

伊野川筋御普請御入用に付、来21日まで右、山道具高の内半分充差し出すこと。残り半分は追って申し遣わす。

・7月26日付

樫実他国出し是迄の通りきびしく御停止の旨

・7月29日付

此度唐金、真鍮、銅類はすべて釜甌方より惣方へ立置、鍋座において、相応の値段で買上るよう申し付けること。勝手な他国出は堅く停止。

・8月2日付

寅年早米至極御急手に付、早稲御見積米高、来7日までに飛脚をもって差し出すこと。なお熟稲の分も見積差し出すこと。

・8月9日付

去丑年御鷹堀御普請御入用、1454貫732文四郡へ割府に付、秋鹿郡は錢175貫670文（元錢139貫637文）。

・8月9日付

去丑年大橋下御普請御入用、1274貫592文、十郡へ割府に付、秋鹿郡は錢54貫588文（元錢44貫606文）。

・9月10日付

一、御仕立所女中、諸郡寺社参詣の為、明後12日朝七ツ出立、北路通り出郷、秋鹿町昼食、下伊野村宿泊、13日楯縫郡へ引移に付手配のこと。

一、下伊野村では藤兵衛（池尻）方へ宿泊に付、手配のこと。一汁一菜にして粗末のないよう。

一、上下人数23人（上8人・中8人・下7人）

一、泊り宿にて居風呂上下の分二か所手合のこと。

一、泊り宿にて間数五間程入用。不足分は他家にて手合のこと。

一、夜具は上6人持出、残り17人分手合のこと。

一、昼休は秋鹿町に付、成る丈大家を手配し昼飯焼出し申し付けること。

一、泊り・昼休所にて日雇人9人に付、下宿一軒見計らいを以て手合のこと。

一、入用人馬別に差触仕出有れども臨時入用あれば差し支えなく手合のこと。夜に入れば松明手合申付けること。

・9月25日付

大橋下手、堀川尻振替普請入用御用夫5200人十郡へ割府に付、秋鹿郡223人。

・10月16日付

一、6代藩主宗衍が10月4日に亡くなり、随分穩便に致し相慎み、特に火元等、入念にすること。

一、鳴物音曲作事漁獵等停止のことを達。

・11月21日付

仁多郡上三成村惣吉と申す者、松江へ銀納飛脚に相成の処、男二人に手疵を負わされ、銀・錢捨て置き逃げ、宿にて療養。男二人の搜索および

此節銀納飛脚差し立てる場合は近村申合せ、一人での差し立なきよう。

・11月付

大目付より。朱井朱墨、朱座外での売買禁止の旨度々触あるが、脇々より紛らわしき売買あり不届きに付、唐国より持度の朱は前々の通り長崎

表にて朱座へ相渡し、琉球朱は持度高定、薩州より朱座へ相渡すこと。

・12月12日付

当夏洪水に付、損所普請、人夫遣高相増、今年は難災の年柄、米50俵常平方より貸度されるに付、来卯暮迄米を以上納すること。



(平成27年7月1日史料編纂室：北村久美子)